

令和4年3月16日発生 福島県沖を震源とする地震で被災された皆さまへ

災害救助法に基づく住宅の応急修理について(ご案内)

住宅の応急修理については、市に申込みを行った後での工事着手が基本です。ただし、市に申込みを行う前に既に工事を着手している場合でも、「工事が終了し、工事業者に料金を支払う前」であれば、住宅の応急修理制度の対象にできる場合があります。詳しくはお問合せください。

【1. 応急修理とは】

災害により住宅が被災し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。

【2. 応急修理の限度額】

住宅一戸あたりの応急修理限度額は

半壊、中規模半壊、大規模半壊、(全壊)	595,000円
準半壊	300,000円

【3. 対象となる方】・・・次の全ての要件を満たす方

- ① 当該災害により、準半壊、半壊、中規模半壊または大規模半壊、全壊の被害を受けた方（全壊の場合、応急修理を実施することにより居住は可能となる場合対象）
- ② 応急修理を行った後、修理した住宅で生活をする方

【4. 応急修理の範囲】・・・詳しくは裏面参照

日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急を要する箇所について実施

- ・屋根、柱、床、外壁、基礎等
- ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、トイレ、浄化槽等の衛生設備

【5. 受付期限】 令和4年5月31日（火）

※延長となる場合があります。

【6. 申込み方法等】・・・詳しくは裏面参照

- ・ 3. の対象となる方の要件をご確認の上、相談・受付場所にご来場ください。
- ・ 事前に申込書等が用意できる場合はご持参ください。
《申込書配布先》窓口、市ホームページ

相談・受付窓口

南相馬市役所 本庁舎2階

建設部 建築住宅課 建築営繕係 電話 0244-24-5255

【修理の対象】

応急修理の基本的な考え方は以下のとおり

1. 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象
2. 内装のみを修理するものは原則対象外
(壊れた床の修理と併せて畳等を修理する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。)
3. 家電製品は対象外

○その他

- ・畳をフローリングに変更するなど、被災前と異なる仕様にする理由（修理が早い、価格が安い等）があれば対象とする。
- ・仕様がグレードアップする工事、その仕様とせざるを得ない場合は対象とする。
- ・応急修理に伴う既存設備や廃材の撤去、運搬、処分にかかる費用を対象とする。
- ・内部の建具（ドア、ふすま、障子）が破損し、日常生活に支障があれば対象とする。
- ・床の修理に併せて行う断熱材の復旧については、一体として修理する必要がある場合は対象とする。
- ・内壁（土壁）は、崩落等により、日常生活に支障があれば対象とする。
- ・借家の場合も対象とする。その場合、申請者は住んでいる方とし、所有者からの同意書・賃貸契約書等が必要となる。
- ・二世帯住宅で、世帯毎に生活の場が分かれていますれば、それぞれの世帯で応急修理の申込みができる。

【申込に必要なもの】

《申込書等》① 住宅の応急修理申込書

② リ災証明書（写し）

③ 資力に関する申出書

④ 借家の場合は所有者の同意書、賃貸契約書、所有者の資力を確認できる公的機関からの証明書等

⑤ 応急修理見積書（※1）

⑥ 債権者登録連絡票（※2）

⑦ 修理したい箇所の工事着手前の写真（※3）

※1 依頼したい工事内容について、住宅応急修理見積書（様式第3号）の作成を工事業者へ依頼いただき、申込時に持参ください。

※2 基準額については、市から工事業者へ支払います。債権者登録連絡票（振込先）を工事業者に記入いただき提出をお願いいたします。

※3 申請には原則として、「施工前写真」完了時には「施工中写真、完成写真」が必要となります。